

公的年金を受給する
(平成27年4月1日現在で)
65歳の人へ

公的年金から住民税の 天引きが始まります。

年金特別徴収

「年金特別徴収」とは年金を支給する日本年金機構などの年金保険者が、納税義務者(年金受給者)の年金にかかる住民税を公的年金から天引きし、市町村へ直接納める制度です。

対象者

平成27年4月1日の時点で、老齢基礎年金などを受給している65歳以上の人が対象です。

ただし、介護保険料が年金から天引きされていない人や公的年金が年額18万円未満の人、引き落とされる保険料や税の合計額が年金額を超える人などは対象外です。

なお、年金にかかる住民税額は、毎年6月に前年度の年金収入額をもとに算出しています。対象となる人には、毎年6月中旬に市区町村から送付する税額決定・納税通知書で、天引き(特別徴収)される税額などをお知らせします。

年金特別徴収の方法

●特別徴収を開始する年度

①平成27年4月1日現在で65歳の人

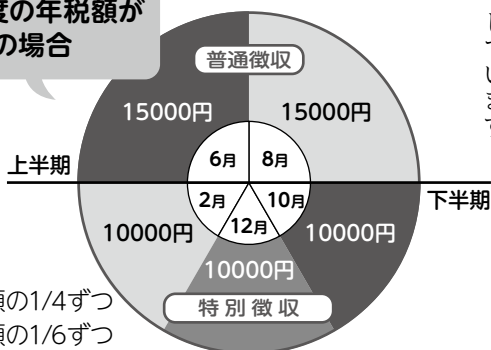
②前年途中から普通徴収に変更されたが、再度特別徴収の対象となった人

・**上半期** (4月、6月、8月)は、6月、8月に、年税額の4分の1ずつを普通徴収(※1)します

・**下半期** (10月、12月、翌年2月)は、10月・12月・2月の公的年金の支払いごとに、年税額から上半期に普通徴収した額を差し引いた残りの額を、特別徴収(※2)します

(※1) 普通徴収 納付書や口座振替による納付
(※2) 特別徴収 年金から天引き

平成27年度の年税額が
60,000円の場合



普通徴収:年税額の1/4ずつ
特別徴収:年税額の1/6ずつ

Q なぜ、普通徴収と特別徴収の2つの方法で徴収するの？

A 住民税額の決定が6月なので、特別徴収の準備を行う上半期は普通徴収を行います。そして、準備が整った下半期から、特別徴収を開始しています。

2年目以降

・**上半期の年金支給月**
住民税額の決定が6月なので、(4月・6月・8月)ごとに、前年度の2月と同額を特別徴収(仮徴収)します。

・**下半期の年金支給月**
10月・12月・2月ごとに、年税額から上半期の徴収額を差し引いた、残りの額のうち3分の1ずつを特別徴収(本徴収)します。また、前年度と比べて、年税額に差がある場合は、上半期と下半期の徴収額にも差が生じる場合があります。

※年金支給額の変更や税申告により、年度の途中で所得や控除に変更があった場合、税額が変更される場合があります。そのため、年金からの特別徴収が一旦停止されることがあります。そのような中で、次年度に特別徴収の再開が決まった場合は、特別徴収を開始した年度と同じ徴収方法となります。



【問い合わせ】 市税務課市民税係(福間庁舎) ☎0940・43・8117